## 広告募集案内【見積合せ】 (施設広告掲出仕様書)

長坂谷処分地跡地に広告看板を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

#### ■対象施設

名 称	長坂谷処分地跡地における屋外広告看板の設置			
長坂谷処分地跡地であり、敷地境界部フェンスを設置中です。このうち 歩道橋付近から約 20mにかけてフェンス内側、任意の位置に自立広告 設置いただくものです。 施 設 概 要 また、地面には草木が生えています。広告看板の一部または全部を覆 は、適宜管理者と調整のうえ広告掲出事業者の費用負担により剪定を ください。 屋外広告物に該当します。				
所在地(場所)	緑区寺山町 745 番地の 1 他			
利用者数·利用者層	長坂谷公園利用客(令和4年度:約55,000人)、その他事業者等			
広告設置場所	長坂谷処分地跡地敷地内の中原街道沿い1か所			
広告掲出期間	令和7年2月1日 ~ 令和12年1月31日			

#### ■広告料

掲出場所	スペース(縦×横)	枠数	予定価格(1枠、税込)
長坂谷処分地跡地	<b>※</b> 1	2枠 ※2・3	40,000円/年

- ※1:地面から上端までの看板の高さは13m以下、表示面積は50 m<sup>2</sup>以下の範囲で、自由に大きさを設定することが可能です。
- %2:2枠設置する場合は、1 m以上の相互間距離を確保する必要があります。ただし、2枠の表示面積の合計が 50 m以下である場合はこの限りではありません。
- %3:1 枠のみの契約または 2 枠一括での契約も可能です。その場合は申込書・見積書にその旨を明記してください。

#### ■広告掲出にあたっての留意点

■ A 日 M I I I C の	
広告の条件	○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市屋外広告物条例、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財
	産等への屋外広告掲出ガイドライン、その他の広告関連規程を遵守してくだ さい。
広告の制作等	<ul> <li>○令和6年8月30日(金)までに、配置図、広告板の図面及び表示面の原稿案を提出し、上記条件について審査を受けてください。</li> <li>○横浜市屋外広告物条例に基づき、広告の仕様等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○令和6年12月27日(金)までに、審査が完了した確定原稿を提出してください。</li> <li>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合または広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご留意ください。</li> <li>○広告の制作及び設置については、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</li> </ul>

財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料(月額1,000円/㎡:「行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定に係る土地及び建物価格算定要領」に基づき算出)をお支払いいただく必要があります。
その他	○広告掲出の30日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく設置許可申請を行ったうえで、広告掲出の前日までに手数料の納付を行ってください。 ○掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に基づく継続許可申請のほか、同条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。 (参考)屋外広告物の申請及び届出の手続き横浜市(yokohama.lg.jp) ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告掲出終了後は現状復帰をしていただきます。 ○広告の掲出により損害が生じた場合は、補償及び賠償を行ってください。

次頁あり

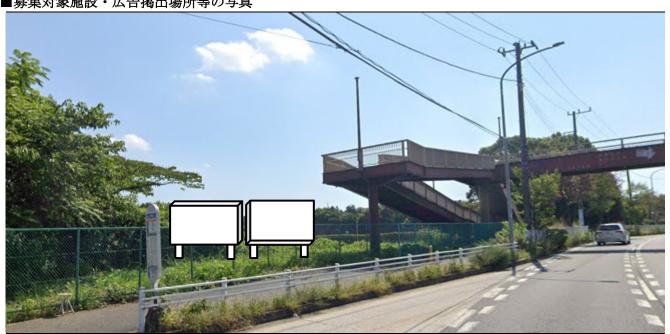
### ■申込み

_ · · <b>_</b> /					
申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。				
	申込書及び見積書(別紙)を下記申込先へ郵送又はご持参ください。				
申 込 方 法	※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査				
	を受けてください。				
事業者選定方法	見積合せ				
募集開始日	令和6年7月30日(火)				
申 込 期 間	令和6年7月30日(火)~令和6年8月20日(火)17時				
	(担当課名) 横浜市資源循環局処分地管理課				
申 込 先	(所 在 地)〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10				
申 込 先	(TEL/FAX) TEL 045-671-2560/FAX 045-664-9490				
	(E メール) sj-syobunchi@city.yokohama.jp				

# ■地図



## ■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



# 広告掲載申込書 (施設広告:見積合せ)

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申	所在地		〒 -
	ふりがな <b>名称</b>		
	代表者職名・氏名		
		部署名	
】 者	担当者	ふりがな	
		氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL /FAX
	<b>坐</b> 附元	Eメール	
	業種・事業内容		
	ホームページ		
	URL		
※「広告主	三」の欄は、申	込者と異な	る場合で決定済みの場合のみ記入してください。
<u>, L.</u>	所在地		〒 -
広告	ふりがな <b>名称</b>		
	業種・事業内容		
主	ホームページ		
	URL		
	募集対象事業名称		長坂谷処分地跡地における屋外広告看板の設置
	広告内容		
申込内容	個人情報の収集		<ul> <li>す の場合(該当するものにチェックしてください)</li> <li>有 □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢</li> <li>・ □性別 □その他( )</li> <li>無 ●収集対象(「例:「中学生以下」「65歳以上」」 )</li> <li>●収集規模(「例:アンケート配布数 ○部」 )</li> </ul>
	広告料		別紙見積書のとおり
誓約事項	<ul><li>横浜市暴力 しないこと 市が本誓約</li><li>横浜市税の 調査により</li><li>誓約事項と</li></ul>	を確認するたる 書及び該当役」 滞納はありまず 滞納を確認しる 相違する事項を	遵守します。 52条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反め、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 さん。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該 た場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこ 6、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン (広告媒体に関するお知らせ) の配信を希望されますか。 ( 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 )

# 見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

EI

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し 見積いたします。

金額

億	千	百	+	万	千	百	+	円

件 名 長坂谷処分地跡地における屋外広告看板の設置

1年度12か月分として。

#### (注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。